

山梨県障害福祉分野における介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務負担効率化を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害福祉事業者等が介護ロボット等やICTを導入する際の経費等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「障害福祉事業者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業及び施設障害福祉サービスを行う者、法第5条第18項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業を行う者、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「児童福祉法」という。）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業又は児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援を行う者（以下、「障害児支援事業者」という。）、児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業を行う者をいう。

2 この要綱において「介護従事者」とは、障害福祉サービス事業に従事し要援護者に対する介護を行う者をいう。

(補助対象者)

第3条

(1) 介護ロボット等導入支援事業

ア 法第5条第1項、同条第18項、児童福祉法第6条の2の2第1項、同条第6項、第7条第2項に規定された別表1に定める以下の事業を行う者であること。

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者、障害児支援事業者、障害児相談支援事業者（以下、「障害福祉サービス事業者等」という）。

イ 山梨県内（甲府市を除く。）に所在する事業所であること。

(2) ICT導入支援事業

ア 法第5条第1項、同条第18項、児童福祉法第6条の2の2第1項、同条第6項、第7条第2項に規定された別表1に定める以下の事業を行う者であること。

障害福祉サービス事業者等。

イ 山梨県内（甲府市を除く。）に所在する事業所であること。

(補助対象事業)

第4条 交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、第5条に規定する補助対象を導入する事業とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費、基準額及び補助額（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

(1) 介護ロボット等導入支援事業

介護ロボット等の導入に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用

料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）。ただし、1 機器当たりの対象経費の合計額は、介護ロボット等の目的の場面ごとに、次のとおりとする。

ア 移乗介護、入浴支援 100 万円以下

イ 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、機能訓練支援、
栄養管理支援 30 万円以下

補助対象となる「介護ロボット等」とは、次の(i)から(iii)の全ての要件を満たすものをいう。複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって1 機器とする。

また、介護ロボット等のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。なお、購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は導入した年度末までのリース又はレンタル料を限度とする。

(i) 目的要件

日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」、「機能訓練支援」、「栄養管理支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。

(ii) 技術的要件

ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。

(iii) 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(2) ICT導入支援事業

ICTの導入に必要な経費として、次を対象とする。

ア 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）

業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェア、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減し、効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT技術を活用したもの。

イ ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）

次のいずれかに該当する製品。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する製品であること。

- ・事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事務所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているものであるもの。
- ・バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページの作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫（転記等の業務が発生しない）の環境が実現できるもの。

ウ 通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど）

エ 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

ウの通信環境機器等及びエの保守経費等については、アの情報端末、イのソフトウェアの導入に必要なものに限り対象とする。

なお、導入した年度中に係る経費のみを対象とする。

また、購入を原則とし、リース又はレンタルは補助の対象外とする。併せて、イン

ターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は本事業の対象外とする。

- 2 前項の補助対象となる経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。
- 3 他の国庫補助事業により補助を受けている場合は、本事業の補助対象とならないこと。

（補助金の算定方法）

第6条 算出方法は次のとおりとする。算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- （1）補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額を補助額とする。
- （2）1施設・事業所当たりの補助基準額は別表2に定めることとする。

（補助金の交付申請）

第7条 この補助金の交付の申請は、補助金交付申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第2号）を、知事に提出しなければならない。

（補助金交付の条件）

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次の各号のとおりとする。

- （1）規則第5条に基づき補助金の交付決定を受けた障害福祉サービス事業者等（以下、「補助事業者」という。）は、事業内容の変更をしようとする場合は、変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、補助金の増額を伴わないものはこの限りでない。
- （2）補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- （3）補助事業者は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- （4）補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数（以下「財産処分制限期間」という。）を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならない。

（実績報告書の提出）

第9条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 この補助金は、精算払とする。ただし、知事が必要であると認める場合には、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払いすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、知事に様式第9号の概算払請求書を提出するものとする。

(補助事業者の義務)

第11条 この要綱において補助を受けるためには、次の要件を満たす必要がある。

- (1) ICT導入支援事業を実施する場合は、県が開催するICT導入研修会へ参加すること。
- (2) 客観的かつ定量的な指標に基づいて介護テクノロジー導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について、使用状況報告書(様式第6号)に取りまとめ、知事に報告すること。
- (3) 導入製品の内容や導入効果等についてホームページに公表するとともに、国や県のホームページ等での公表に同意すること。

(財産の処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、財産処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

- 2 補助事業者は、前号の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。また、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合を含む。)は、仕入控除税額報告書(様式第8号)を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に提出しなければならない。

なお、知事に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 山梨県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業費補助金交付要綱は、廃止する。ただし、山梨県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業費補助金交付要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。
- 3 山梨県障害福祉分野のICT導入モデル事業費補助金交付要綱は、廃止する。ただし、山梨県障害福祉分野のICT導入モデル事業費補助金交付要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表 1（第 3 条関係）

補助対象経費	補助対象者
(1) 介護ロボット等の導入支援	・ 障害福祉サービス事業者 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を行う者
(2) ICT 導入支援事業	・ 障害者支援施設事業者 ・ 一般相談支援事業者 ・ 特定相談支援事業者 ・ 障害児支援事業者 障害児入所施設事業者 障害児通所支援事業者 ・ 障害児相談支援事業者

別表 2（第 6 条関係）

補助対象経費	基準額	補助額
(1) 介護ロボット等の導入支援 介護ロボット等の導入に要する経費 備品購入費、使用料及び賃借料、 役務費、補助金 ※介護ロボット等の購入、使用、 初期設定に要する費用に限る	障害者支援施設 1 施設あたり 上限 2,100 千円 グループホーム 1 事業所あたり 上限 1,500 千円 その他事業所 1 事業所あたり 上限 1,200 千円	補助対象経費の実支出額と基準額を比較して少ない方の額に 4 分の 3 を乗じた額 （算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
(2) ICT 導入支援事業 ICT の導入に要する経費 工事費、報償費、旅費、需用費 役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品 購入費、補助金	1 事業所当たり 上限 1,000 千円	補助対象経費の実支出額と基準額を比較して少ない方の額に 4 分の 3 を乗じた額 （算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）